

2020 年度

教職課程履修のてびき

はじめに

いつの時代でも、社会の基礎を支えるのは、英知に溢れた若い人達の方です。次世代を担う子どもたちの育成に携わることは、人生においてもやりがいのある仕事であると思います。仕事はどのようなものでも重要で責任が伴いますが、子どもたちを教え育てる教員の責務は、とりわけ重いとわがざるを得ません。

最近、全国的に教員志望の学生諸君が増えていますが、これは争乱や貧困など数多くの矛盾に満ちた国際社会の中で、若い人達がより人間的な仕事、より奉仕的な仕事、より「人と関わる事」を求めている現われかもしれません。

「人を教え育てること」・・・教育の仕事に就く者にとって必要な精神は「人間を愛すること」です。学生諸君もご存知のように、本学の教育の理念は「人間愛」です。越谷キャンパスの教育学部、人間科学部および文学部では、従来から教職課程を設けて教員養成を行っていますが、これまで多くの卒業生が「人間愛」の精神のもとで、全国各地の学校などで教育の仕事に携わり、実績を上げています。

湘南キャンパスにおいても、2003年度から情報学部、2004年度から国際学部で教員を志す学生諸君のために、いわゆる「開放制」の教職課程を設置することになりました。取得可能な教員免許も順次増え、2019年度現在、情報学部は「情報科」「数学科」、国際学部は「社会科」「公民科」「英語科」、健康栄養学部は「栄養教諭コース」で取得できる「栄養教諭」、経営学部は「商業科」の教員免許に対応した教職課程になります。

教職に使命感を感じる学生諸君は、是非、教職課程を履修するように希望します。教員免許状を取得するには、教職科目を別途履修し、教育実習に参加しなければなりません。それには日々情熱をもって自己研鑽に励むという態度が必要です。そのような学習の中で本学伝統の「人間愛」の精神を学び取って下さい。すでに湘南校舎から旅立った卒業生が教員として活躍しています。この良き伝統を引き継いで教育界で活躍していただきたいと思えます。

教職課程運営委員会 事務局教育支援課

文教大学が育成を目指す教師像

理念・目的

文教大学は、建学の精神「人間愛」の中核にある「人と人との認めあい、尊敬し合い、許し合い、思いやる、そういう社会が必ず実現することを確信する心」を全ての教育の基本に据えて、変動する社会への対応力を持ち、自らを高める努力を惜しまない教師を養成する。

目指す教師像

人間愛の精神に基づき、子どもの可能性を信じ、自ら学び続ける教師

I 使命感・責任感・教育的愛情

- ・教育に対する使命感と情熱を持ち、常に子どもとともに成長しようとする姿勢を身に付けている。
- ・教員に求められる高い倫理観や規範意識を持っている。
- ・子どもの心身の発達・成長や安全、健康を第一に考え、適切に行動することができる。

II 社会性・対人関係能力

- ・組織の一員として、他の教職員等と協力して職務を遂行することができる。
- ・目的・状況に応じた適切な言動をとることができる。
- ・家庭や地域社会と関わりを持ち、良好な人間関係を築くなど、自らの社会力を高めることができる。

III 児童生徒理解・学級経営等

- ・子どもに対して公平かつ受容的な態度で接することができる。
- ・子どもとの間に信頼関係を築き、集団を把握することができる。
- ・一人ひとりの心身の発達の状況に応じて、自らの教育活動や学級経営の在り方等を省察することができる。

IV 教科等の指導力

- ・学習指導の基本的な事項を理解している。
- ・教科等の内容理解に基づいて、指導計画や指導形態等を工夫することができる。
- ・板書、話し方、表情など基本的な指導技能・表現力を身に付け、授業に活かすことができる。

情報学部編

I. 情報学部教職課程について

情報学部には、将来教員を志望する学生のために教職課程が設けられています。

教育職員免許法に定められた基礎資格を取得し、必要単位を修得した学生は、教育職員免許状（以下「免許状」という）取得の資格を得ることができます。

1. 取得できる免許状

(1) 取得できる免許状の種類と教科

免許状の種類と教科	取得形態
高等学校教諭一種免許状「情報」	情報学部の各学科で取得できる免許状
高等学校教諭一種免許状「数学」 中学校教諭一種免許状「数学」	情報システム学科で取得できる免許状

(注)

1. 情報システム学科に開講されている「数学」の教職課程では、中学校一種及び高等学校一種の2つの免許状取得のために併行して履修することとします。中学校教諭免許状あるいは高等学校教諭免許状の一方のみの取得はできません。
2. 所属する学科の教職課程に加え、以下の課程の履修・免許状取得を認めることがあります。希望者が多数の場合には何らかの選考試験、あるいはそれに準じた措置を講じることがあります。
○情報社会学科の学生、メディア表現学科の学生が情報システム学科の科目を履修することによって追加取得できる免許状
①中学校教諭一種免許状「数学」・高等学校教諭一種免許状「数学」
(中学校教諭免許状と高等学校教諭免許状を併せて取得)
3. 情報学部の各学科にまたがって教職課程に登録している場合、時間割上、4年間で全ての単位修得を保証するものではありませんのでご注意ください。

2. 教職課程の登録手続き

免許状を取得するためには、教職課程に登録をしなければなりません。

教員免許の取得に当たり、当該教科に関する実力の養成と、専門教養の学力を身につけるには、相応の集中的かつ系統的な学習が必要です。

(1) 教職課程に登録できる条件

将来教職に就くことを真剣に希望しており、目標の実現にむかって努力できる人。

(2) 教職課程履修オリエンテーション

教職課程登録を希望する学生は、1年次初頭から開催される関連オリエンテーションに必ず参加し、課程登録に必要な所定の手続きを行ってください。この登録を怠ると、免許状を取得するために必要な科目を履修することができません。

初回のオリエンテーションは、1年次4月の実施を予定しています。

(3) 教職課程登録上の注意事項

①免許状取得に必要な科目は、卒業要件単位（124単位）を上回って修得することになります。したがって、教職課程に登録をした人は、登録していない学生よりも多くの単位を修得しなければなりません。

②免許状取得のための科目のうち、いくつかの科目は1年次に配当されています。あらかじめ履修の計画を立て、必要な科目は1年次から修得するよう心がけてください。

(4) 教職課程の履修を断念する場合

途中で教職課程の履修を断念する場合は、教職課程登録の取り消しが必要です。必ず教育支援課窓口申し出て、取り消しの手続きをしてください。

3. 免許状取得に必要な資格と単位

(1) 基礎資格と必要な単位数

教育職員免許状の授与を受けるためには、「基礎資格」を有し、取得しようとする免許状の「教科及び教科の指導法に関する科目」及び「教育の基礎的理解に関する科目」「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」「教育実践に関する科目」(以下「教育の基礎的理解に関する科目等」)、「大学が独自に設定する科目」の法令で定められている単位数を修得しなければなりません。

所要資格		免許状の種類		中学校教諭一種 免許状	高等学校教諭一種 免許状
		基礎資格		学士の学位を有すること	
最低 修得 単位数	法令 にお ける	教育 の 基 礎 的 理 解 に 関 する 科 目 等	教科及び教科の指導法に関する科目	28	24
			教育の基礎的理解に関する科目	10	10
			道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	10	8
			教育実践に関する科目	7	5
			大学が独自に設定する科目	4	12

(注)

1. 学士の学位は、大学を卒業した者に授与されます。
2. 免許状の取得には、3年次の「介護等の体験」(ただし中学校教諭免許状を取得する場合)、4年次の「教育実習」が必須です。
3. 「大学が独自に設定する科目」の単位数は、「教科及び教科の指導法に関する科目」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」の最低修得単位数を超えて修得した単位をもって満たすことができます。
4. 「各教科の指導法」、「教育の基礎的理解に関する科目等」、「大学が独自に設定する科目」は卒業要件単位数に算定されません。

(2) 免許状取得のために必要な科目

免許状を取得するための基礎的な科目として、以下の科目を修得しなければなりません。

法令上の規定	授業科目		単位	開講 セメスター	修得すべき 単位数
日本国憲法	日本国憲法		2	1・2	2単位
体育	スポーツ・健康演習		2	1・2	2単位
外国語 コミュニケーション	英語 I A		1	1	2単位
	英語 I B		1	1	
情報機器の操作	情報システム	オフィスソフトウェア入門	2	1	2単位
	情報社会	データ分析総合演習	2	1・2	2単位
	メディア表現	コンピュータ基礎	2	1	2単位

(3) 免許状取得に必要な単位数

情報システム学科：高等学校一種「情報」

[教科及び教科の指導法に関する科目]

法令上の規定		本学における開講科目・単位				
法令上の領域		授 業 科 目	単 位	開 講 セメスター	履修 方法	修得すべき 単位数
教科に関する専門的事項	情報社会・ 情報倫理	○ 社会情報論	2	1	4 単位 以上	○印の 科目を 全て含み 38 単位 以上
		○ 情報社会と法	2	1・2		
		○ 現代社会と著作権※	2	2・3		
		○ 社会と教育	2	4		
	コンピュータ・ 情報処理 (実習を含む。)	○ 基礎プログラミング	2	1・2	6 単位 以上	
		○ 情報処理概論※	2	2・3		
		○ ハードウェア	2	3・4		
○ アルゴリズムとデータ構造		2	2			
○ デバッグ入門		2	2			
○ オペレーティングシステム		2	4			
情報システム (実習を含む。)	○ データベース	2	1・2	4 単位 以上		
	○ システム分析	2	3			
	○ データベース応用	2	4			
	○ システム設計	2	4			
	○ プロジェクトマネジメント	2	5・6			
情報通信 ネットワーク (実習を含む。)	○ 情報セキュリティ	2	1・2	4 単位 以上		
	○ 情報通信ネットワーク※	2	2・3			
	○ インターネット	2	3			
	○ ネットワーク運用管理	2	5			
マルチメディア表現・ マルチメディア技術 (実習を含む。)	○ コンピュータ・グラフィックス概論	2	2	4 単位 以上		
	○ コンピュータ・グラフィックス制作	2	3			
	○ ゲームクリエイション	2	2			
	○ 画像処理	2	3			
	○ Web デザイン	2	3・4			
情報と職業	○ サウンドデザイン	2	3・4			
	○ キャリア研究 B	2	4	2 単位 以上		
	○ 行政情報システム	2	4			
○ 医療情報システム	2	4				
各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）		○ 情報科教育法Ⅰ※	2	5	4 単位	
		○ 情報科教育法Ⅱ※	2	6		
※情報学部共通科目						
[大学が独自に設定する科目]						
道徳教育指導論			2	4	0～2 単位	

(注)

1. 中学校教諭免許の取得を目指す場合、「道徳教育指導論」は「教育の基礎的理解に関する科目等」の必修科目扱いとなります。
2. 「各教科の指導法」および「大学が独自に設定する科目」は、卒業要件単位数に算定されません。

高等学校一種「情報」

〔教育の基礎的理解に関する科目等〕

法令上の規定		本学における開講科目・単位					
法令上の領域		単位	授業科目	単位	開講 セメスター	履修 方法	修得すべき 単位数
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10	○ 教育原理	2	3	2 単位	26 単位
	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）		○ 教職概論	2	1	2 単位	
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）		○ 教育制度・社会論	2	3	2 単位	
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		○ 教育心理学	2	2	2 単位	
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		○ 特別支援教育概論	1	5	1 単位	
	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）		○ 教育課程論	2	3	2 単位	
道徳、総合的な学習の時間等に関する科目及び生徒指導、教育相談等の指導	総合的な学習の時間の指導法	8	○ 総合的な学習の時間の指導法	1	5	1 単位	26 単位
	特別活動の指導法		○ 特別活動論	2	4	2 単位	
	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）		○ 教育方法・技術論	2	6	2 単位	
	生徒指導の理論及び方法		○ 生徒指導・進路指導論	2	5	2 単位	
	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法		○ 学校教育相談（カウンセリングを含む）の理論及び方法	2	4	2 単位	
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法			2	4	2 単位	
教育実践に関する科目	教育実習	3	○ 教育実地研究	2	6	4 単位	26 単位
			○ 教育実習 B（高校）	2	7・8		
	教職実践演習		2	8	2 単位		

（注）

1. 教職課程を履修する場合、「教職概論」は必ず1セメスターで履修してください。
2. 各セメスターに履修できる単位数は22単位以内（前学期の成績が一定以上の基準を満たした学生の場合には26単位以内）と定められていますが、免許状取得に必要な科目のうち、「各教科の指導法」、「教育の基礎的理解に関する科目等」「大学が独自に設定する科目」は制限の対象に含まれません。
3. 高等学校「情報」のほかに中学校教諭免許の取得を目指す場合、「教科及び教科の指導法に関する科目」に加え、「道徳教育指導論」（2単位）、「教育実習 A（中学）」（4単位）の履修が必要です（「教育実習 A（中学）」を履修すれば「教育実習 B（高校）」を履修する必要はありません）。詳細は、取得を目指す中学校免許の「教育の基礎的理解に関する科目等」のページで確認してください。

情報システム学科：中学校一種「数学」・高等学校一種「数学」

〔教科及び教科の指導法に関する科目〕

法令上の規定		本学における開講科目・単位				
法令上の領域		科目名	単位	開講 セメスター	履修 方法	修得すべき 単位数
教科に関する 専門的事項	代数学	○ 線形代数学	2	2	4単位 以上	○印の 科目を 全て含み 42単位 以上
		○ 代数学	2	4		
		記号論理	2	4		
	幾何学	○ 幾何学	2	6	2単位 以上	
		数と図形の世界	2	3		
		グラフと組合せ論	2	4		
	解析学	○ ビジュアル数学	2	1	6単位 以上	
		○ 微分積分	2	2		
		○ 解析学概論	2	6		
		情報数学序論	2	3		
「確率論、 統計学」	○ データと統計的見方	2	2	4単位		
	○ 確率論	2	4			
コンピュータ	○ デジタルクリエイション	2	1	6単位 以上		
	○ マクロプログラミング	2	2			
	○ インストラクショナルデザイン	2	5			
	オフィスソフトウェア入門	2	1			
	デジタルデッサン	2	1			
	Webプログラミング	2	2・3			
	こどもとメディア	2	3			
	空間デザイン～建築とインテリア	2	3			
	ゲームプログラミング	2	4			
	こどものためのコンテンツデザイン	2	4			
データマイニング	2	4				
テキストマイニング	2	5				
各教科の指導法 (情報機器及び教 材の活用を含む。)	○ 数学科教育法Ⅰ	2	5	8単位		
	○ 数学科教育法Ⅱ	2	5			
	○ 数学科教育法Ⅲ	2	6			
	○ 数学科教育法Ⅳ	2	6			

(注)

1. 「各教科の指導法」は、卒業要件単位に算定されません。

中学校一種「数学」・高等学校一種「数学」

〔教育の基礎的理解に関する科目等〕

法令上の規定		本学における開講科目・単位					
法令上の領域		単位	授業科目	単位	開講 セメスター	履修 方法	修得すべき 単位数
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10	○ 教育原理	2	3	2 単位	30 単位
	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）		○ 教職概論	2	1	2 単位	
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）		○ 教育制度・社会論	2	3	2 単位	
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		○ 教育心理学	2	2	2 単位	
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		○ 特別支援教育概論	1	5	1 単位	
	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）		○ 教育課程論	2	3	2 単位	
指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法	中 10 高 8	○ 道徳教育指導論	2	4	2 単位	30 単位
	総合的な学習の時間の指導法		○ 総合的な学習の時間の指導法	1	5	1 単位	
	特別活動の指導法		○ 特別活動論	2	4	2 単位	
	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）		○ 教育方法・技術論	2	6	2 単位	
	生徒指導の理論及び方法		○ 生徒指導・進路指導論	2	5	2 単位	
	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法		○ 学校教育相談（カウンセリングを含む）の理論及び方法	2	4	2 単位	
教育実践に関する科目	教育実習	中 5 高 3	○ 教育実地研究	2	6	6 単位	30 単位
			○ 教育実習 A（中学）	4	7・8		
	教職実践演習	2	○ 教職実践演習（中・高）	2	8	2 単位	

（注）

1. 教職課程を履修する場合、「教職概論」は必ず1セメスターで履修してください。
2. 「教育実習 B（高校）」は「教育実習 A（中学）」に含んで実施されます。例えば中・高「数学」と高「情報」両方の取得を目指す場合、「教育実習 A（中学）」を履修すれば、「教育実習 B（高校）」を履修する必要はありません。
3. 各セメスターに履修できる単位数は22単位以内（前学期の成績が一定以上の基準を満たした学生の場合には26単位以内）と定められていますが、免許状取得に必要な科目のうち、「各教科の指導法」、「教育の基礎的理解に関する科目等」は制限の対象に含まれません。

情報社会学科：高等学校一種「情報」

〔教科及び教科の指導法に関する科目〕

法令上の規定		本学における開講科目・単位				
法令上の領域		授業科目	単位	開講 セメスター	履修 方法	修得すべき 単位数
教科に関する 専門的 事項	情報社会・ 情報倫理	○ 情報社会と法	2	1・2	4単位 以上	○印の 科目を 全て含み 38単位 以上
		○ 知的財産法	2	4		
		メディア・ビジネス論	2	5		
	コンピュータ・ 情報処理 (実習を含む。)	○ アルゴリズムとデータ構造入門	2	3・4	2単位 以上	
		Webプログラミング	2	2・3		
		情報処理概論 ※	2	2・3		
		ハードウェア	2	3・4		
情報システム (実習を含む。)	○ データベース入門	2	1・2	2単位 以上		
	システム分析	2	3			
	システム開発技法	2	5			
	ソフトウェアの構成とテスト	2	6			
	データモデリング	2	6			
情報通信ネットワーク (実習を含む。)	○ 情報通信ネットワーク ※	2	2・3	2単位 以上		
	インターネットと情報セキュリティ	2	2			
マルチメディア表現・ マルチメディア技術 (実習を含む。)	○ インタラクティブメディア概論	2	2	2単位 以上		
	データ分析総合演習	2	1・2			
	クリエイティブ演習	2	2			
	プレゼンテーション技法	2	3			
情報と職業	○ 情報サービス産業の理解	2	1	2単位 以上		
	キャリア研究C	2	4			
各教科の指導法（情報機器 及び教材の活用を含む。）	○ 情報科教育法Ⅰ ※	2	5	4単位		
	○ 情報科教育法Ⅱ ※	2	6			
※情報学部共通科目						
〔大学が独自に設定する科目〕						
道徳教育指導論			2	4	0～2 単位	

(注)

1. 中学校教諭免許の取得を目指す場合、「道徳教育指導論」は「教育の基礎的理解に関する科目等」の必修科目扱いとなります。
2. 「各教科の指導法」および「大学が独自に設定する科目」は、卒業要件単位に算定されません。

高等学校一種「情報」

〔教育の基礎的理解に関する科目等〕

法令上の規定		本学における開講科目・単位					
法令上の領域		単位	授業科目	単位	開講 セメスター	履修 方法	修得すべき 単位数
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10	○ 教育原理	2	3	2 単位	26 単位
	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）		○ 教職概論	2	1	2 単位	
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）		○ 教育制度・社会論	2	3	2 単位	
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		○ 教育心理学	2	2	2 単位	
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		○ 特別支援教育概論	1	5	1 単位	
	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）		○ 教育課程論	2	3	2 単位	
道徳、総合的な学習の時間等に関する科目及び生徒指導、教育相談等に関する科目	総合的な学習の時間の指導法	8	○ 総合的な学習の時間の指導法	1	5	1 単位	26 単位
	特別活動の指導法		○ 特別活動論	2	4	2 単位	
	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）		○ 教育方法・技術論	2	6	2 単位	
	生徒指導の理論及び方法		○ 生徒指導・進路指導論	2	5	2 単位	
	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法		○ 学校教育相談（カウンセリングを含む）の理論及び方法	2	4	2 単位	
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法						
教育実践に関する科目	教育実習	3	○ 教育実地研究	2	6	4 単位	
			○ 教育実習 B（高校）	2	7・8		
	教職実践演習		2	8	2 単位		

（注）

1. 教職課程を履修する場合、「教職概論」は必ず1セメスターで履修してください。
2. 各セメスターに履修できる単位数は22単位以内（前学期の成績が一定以上の基準を満たした学生の場合には26単位以内）と定められていますが、免許状取得に必要な科目のうち、「各教科の指導法」、「教育の基礎的理解に関する科目等」、「大学が独自に設定する科目」は制限の対象に含まれません。
3. 高等学校「情報」のほかに中学校教諭免許の取得を目指す場合、「教科及び教科の指導法に関する科目」に加え、「道徳教育指導論」、「教育実習 A（中学）」の履修が必要です（「教育実習 A（中学）」を履修すれば「教育実習 B（高校）」を履修不要です）。詳細は、取得を目指す中学校免許の「教育の基礎的理解に関する科目等」のページで確認してください。

メディア表現学科：高等学校一種「情報」

[教科及び教科の指導法に関する科目]

法令上の規定		本学における開講科目・単位				修得すべき 単位数
法令上の領域		授業科目	単位	開講 セメスター	履修 方法	
教科に関する 専門的事項	情報社会・ 情報倫理	○ 情報社会と法 ○ パーソナルデータ倫理・法制 現代社会と著作権 ※	2 2 2	1・2 5 2・3	4単位 以上	○印の 科目を 全て含み 38単位 以上
	コンピュータ・情報 処理(実習を含む。)	○ コンピュータ概論 ○ ハードウェア	2 2	1 4	4単位	
	情報システム(実習 を含む。)	○ コンピュータ応用 企業活動と情報システム ◆	2 2	2 2	2単位 以上	
	情報通信ネットワ ーク(実習を含む。)	○ 情報通信ネットワーク ※ 情報セキュリティ	2 2	2・3 1・2	2単位 以上	
	マルチメディア表現・ マルチメディア技術 (実習を含む。)	○ 情報表現デザイン ○ 広告表現 I ○ CG&ゲーム制作(ゲーム企画) コンピュータ基礎 アニメーション制作A(アニメーション基礎) 映像表現 I ショート・ムービー制作 Webデザイン サウンドデザイン(DTM音楽制作) モバイルコンテンツ論 メディア・デザイン論	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	1 2 3 1 2 3 3 4 4 4 6	6単位 以上	
	情報と職業	○ キャリア研究A	2	3	2単位 以上	
	各教科の指導法(情報機器 及び教材の活用を含む。)	○ 情報科教育法 I ※ ○ 情報科教育法 II ※	2 2	5 6	4単位	
※情報学部共通科目 ◆情報社会学科専門科目						
[大学が独自に設定する科目]						
道徳教育指導論			2	4	0~2 単位	

(注)

1. 中学校教諭免許の取得を目指す場合、「道徳教育指導論」は「教育の基礎的理解に関する科目等」の必修科目扱いとなります。
2. 「各教科の指導法」および「大学が独自に設定する科目」は、卒業要件単位に算定できません。

高等学校一種「情報」

〔教育の基礎的理解に関する科目等〕

法令上の規定		本学における開講科目・単位					
法令上の領域		単位	授業科目	単位	開講 セメスター	履修 方法	修得すべき 単位数
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10	○ 教育原理	2	3	2 単位	26 単位
	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）		○ 教職概論	2	1	2 単位	
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）		○ 教育制度・社会論	2	3	2 単位	
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		○ 教育心理学	2	2	2 単位	
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		○ 特別支援教育概論	1	5	1 単位	
	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）		○ 教育課程論	2	3	2 単位	
道徳、総合的な学習の時間等に関する科目及び生徒指導、教育相談等に関する科目	総合的な学習の時間の指導法	8	○ 総合的な学習の時間の指導法	1	5	1 単位	26 単位
	特別活動の指導法		○ 特別活動論	2	4	2 単位	
	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）		○ 教育方法・技術論	2	6	2 単位	
	生徒指導の理論及び方法		○ 生徒指導・進路指導論	2	5	2 単位	
	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法		○ 学校教育相談（カウンセリングを含む）の理論及び方法	2	4	2 単位	
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法						
教育実践に関する科目	教育実習	3	○ 教育実地研究	2	6	4 単位	
			○ 教育実習 B（高校）	2	7・8		
	教職実践演習		2	8	2 単位		

（注）

1. 教職課程を履修する場合、「教職概論」は必ず1セメスターで履修してください。
2. 各セメスターに履修できる単位数は22単位以内（前学期の成績が一定以上の基準を満たした学生の場合には26単位以内）と定められていますが、免許状取得に必要な科目のうち、「各教科の指導法」、「教育の基礎的理解に関する科目等」、「大学が独自に設定する科目」は制限の対象に含まれません。
3. 高等学校「情報」のほかに中学校教諭免許の取得を目指す場合、「教科及び教科の指導法に関する科目」に加え、「道徳教育指導論」、「教育実習 A（中学）」の履修が必要です（「教育実習 A（中学）」を履修すれば「教育実習 B（高校）」を履修不要です）。詳細は、取得を目指す中学校免許の「教育の基礎的理解に関する科目等」のページで確認してください。

4. 介護等体験について

(1) 介護等体験とは

中学校教諭一種免許状を取得するためには「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る特例等に関する法律」（介護体験法）に基づき、社会福祉施設等において、7日間の介護等体験を行うことが必要です。介護等体験とは、特別支援学校と生活訓練施設・老人ホーム等社会福祉施設で障害者、高齢者等に対する介護、介助、交流等の体験を行うことです。これは科目ではなく、「証明」となります。すなわち、介護等の体験を終了したときに各体験先より証明書の発行を受けることが必要です。この証明書を添えないと、都道府県教育委員会（皆さんの場合は神奈川県教育委員会）への免許状授与の申請ができません。

ただし、以下に該当する場合は、介護等体験は必要ありません。

- ・介護等に関する専門的知識及び技術を有すると認められる者（看護師等）
- ・身体上の障害により介護等体験を行うことが困難な者（障害者手帳を所持している者）

(2) 介護等体験実施スケジュール

介護等体験の申し込み手続き等については、適宜オリエンテーションなどを通じて連絡します。オリエンテーションの日程等は、B!bb'sでお知らせいたします。見落とさないよう注意してください。

学年	予定時期	予定内容
2年次	10～12月	・ 介護等体験説明会 ・ 申請書提出 ・ 費用の納入（別掲載）
3年次	6月～随時	・ 体験施設及び体験校の発表 ・ 本学教員による事前指導 ・ 体験実施 特別支援学校：2日間 社会福祉施設：5日間 ・ 体験証明書の授受

(3) 受入施設

特別支援学校と社会福祉施設（高齢者、障害者、児童関係施設）の2ヶ所で行います。

(4) 実施期間

特別支援学校2日間および社会福祉施設5日間の合計7日間とします。

(5) 実施時期

特別支援学校は6～2月頃、社会福祉施設は8月～2月頃に実施されます（ただし受入先の都合により変動することがあります）。体験時期を選択・変更することはできません。

(6) 申込手続き

大学側でとりまとめ、関係機関に一括して申請します。個人での申込はできません。詳細はオリエンテーションで説明します。

5. 教育実習について

教育実習は、4年次に行われる、免許状取得のための必修科目です。

学内での授業とは異なり、中学校または高等学校に出向き、定められた期間、実習校の教師と同様に勤務します。そこでの観察、参加、実習を通し大学で修得した学問研究の成果が、教育の現場で問われるものです。その体験を通して、教師としての認識・自覚・態度を形成することによって教育者精神の把握、教育者としての使命感などを自覚し、教師活動展開のための素地を育成することを意図しており、その意味で教育実習は最後の総仕上げといえます。

(1) 教育実習の期間

免許状の種類	実習期間
高等学校一種	高等学校で2週間
中学校一種・高等学校一種	中学校または高等学校で3週間

(2) 教育実習の履修資格

教育実習を行うためには、次の①から③の事項を満たしていなければなりません。

- ①当該年度に卒業の見込みがあること。
- ②前年度までに「教育の基礎的理解に関する科目等」および「各教科の指導法」のうち、「教職概論」「教育実地研究」各教科の「教育法Ⅰ」、「教育法Ⅱ」を含む7科目以上の単位を修得済みであること。（「教育心理学」「生徒指導・進路指導論」を修得済であることが望ましい）
- ③以下の手続きが完了していること。
 - ア. 教育実習に必要な書類がすべて提出されていること。
 - イ. 教育実習費が完納されていること。
 - ウ. 実習校等により課せられた条件をすべて満たしていること。

(3) 実習校の開拓

教育実習を行う実習校は、原則として自分で探さなければなりません。

出身校もしくは知人等から紹介を受けた学校を訪問し、教育実習の受け入れを依頼することとなります。

ただし、単位修得状況などから見て教育実習を行う見込みの立たない学生は教育実習校の開拓はできません。

詳細は、「教育の基礎的理解に関する科目等」の授業やオリエンテーションなどで説明します。

6. 免許状の取得に必要な費用について

教職課程を履修する際の、免許状取得に必要な科目の課程履修費および教育実習等に係る諸費用、納入時期は次のとおりです。納入方法等については、別途説明します。

(1) 課程履修費

教職課程に登録するためには、課程履修費の納入が必要です。

所属学科の履修免許状取得の場合、課程履修費は20,000円です。
同時に追加可能免許状を取得する場合、課程履修費は加えて20,000円が必要です。
費用の納入時期は、1年次の5月を予定しています。

(2) 介護等体験費用

中学校教諭一種免許状取得の場合、介護等体験費用の納入が必要です。
介護等体験費用は15,000円です。
費用の納入時期は、2年次の11月を予定しています。
なお、テキスト代、交通費、食費などの実費は各自負担となりますのでご注意ください。

(3) 教育実習費

教育実習実施にともない、教育実習費の納入が必要です。
高等学校で2週間の実習を行う場合、教育実習費は20,000円です。
中学校または高等学校で3週間の実習を行う場合、教育実習費は25,000円です。
費用の納入時期は、4年次の5月を予定しています。
なお、テキスト代、交通費、食費などの実費は各自負担となりますのでご注意ください。

(4) 免許状の一括申請（後述）費用

教育職員免許状の授与を受けるためには、申請費用の納入が必要になります。
申請費用は、1免許状につき3,500円です。

II. 情報学部の教育職員免許状授与申請について

1. 教育職員免許状について

教育職員免許状の授与を受けるためには、取得しようとする免許状の「教科及び教科の指導法に関する科目」「教育の基礎的理解に関する科目等」「大学が独自に設定する科目」の単位を修得し、基礎資格の「学士の学位」を有しなければなりません。「学士の学位」は大学を卒業することによって得られます。

また、免許状の「授与権者」は、都道府県の教育委員会です。大学では、免許状を申請するにあたって必要な資格を証明します。

2. 免許状の一括申請

一括申請とは、大学が免許状取得有資格者を取りまとめて、大学が所在する都道府県の教育委員会へ免許状の授与申請をすることです。

この申請手続きを行うことによって卒業と同時に免許状を手にすることができます。

ただし、次の場合は、一括申請をしても免許状は授与されません。

- ①卒業判定が不合格の場合（次年度に「基礎資格」を取得したのち申請してください）
- ②卒業判定が合格の場合でも、免許状取得資格の要件を満たしていない場合
- ③「介護等体験」証明書を教育支援課に提出していない場合

3. 免許状の個人申請

個人申請とは、各自が居住する都道府県の教育委員会へ免許状の授与申請をすることです。都道府県によって申請書類・様式が異なりますので、申請の前に教育委員会へ問い合わせて確認してください。

下記に該当する学生は、個人申請となります。

- ①一括申請手続きを怠った学生
- ②各学部で定められた教育職員免許状の取得条件を満たさず、法令で定められた取得条件を満たした学生
- ③科目等履修生として免許状を取得する場合

4. 一括申請の手続きから免許状配付まで

4年次の10月頃に一括申請の説明会を行い、必要書類を配布の上、記入方法等を説明します。免許状は、卒業式の日に配付します。

5. 免許状に関する証明書等

①免許状授与証明書

免許状の交付を受けた都道府県教育委員会（授与権者）で発行します。教員採用の際に、教育委員会によっては必要になることがあります。

②免許状の書き換え

免許状取得後、氏名または本籍地を変更したときは、免許状の書き換えを申請することができます。免許状の交付を受けた都道府県教育委員会へ直接願い出て、所定の手続きをとってください。

③免許状の再交付

授与された免許状を紛失すると、原則として再交付はされません。

ただし、盗難や焼失等、担当官公署の証明が取れるものに限り再交付を受けることができます。交付を受けた都道府県教育委員会へ直接願い出て、所定の手続きを取ってください。免許状が交付されたら、コピーを取っておくとよいでしょう。

6. 卒業後の不足単位の修得方法

在学中に免許状の申請に必要な単位が修得できず卒業し、卒業後不足単位の修得する場合には、次の方法があります。

- ①希望する免許状が取得できる大学で、科目等履修生の制度を利用して単位を修得する。
- ②希望する免許状が取得できる大学で、通信教育の制度を利用して単位を修得する。

※不足単位の修得する場合は、免許状を申請する都道府県（居住地）の教育委員会で、法令上のどの領域の単位が不足しているのかを確認し、そのうえで、単位を修得しようとする大学でその領域に該当する科目を履修する必要があります。事前に十分な確認をしてください。

国際学部編

I. 国際学部教職課程について

国際学部国際理解学科には、将来教員を志望する学生のために教職課程が設けられています。

教育職員免許法に定められた基礎資格を取得し、必要単位を修得した学生は、教育職員免許状（以下「免許状」という）取得の資格を得ることができます。

1. 取得できる免許状

(1) 取得できる免許状の種類と教科

免許状の種類と教科	取得形態
高等学校教諭一種免許状「公民」 中学校教諭一種免許状「社会」	国際理解学科で取得できる免許状
高等学校教諭一種免許状「英語」 中学校教諭一種免許状「英語」	

(注)

1. 国際理解学科の教職課程では、「社会・公民」か「英語」の免許状取得のいずれかを選択する必要があります。また、中学校教諭免許状・高等学校教諭免許状の一方のみの取得はできません。
2. 国際観光学科からの「社会・公民科」あるいは「英語科」免許希望者については、それぞれ数名程度の登録を認めます。ただし、希望者が多数の場合には何らかの選考試験、あるいはそれに準じた措置を講じる場合があります。
3. 「社会・公民科」あるいは「英語科」免許取得希望者のうち、経営学部の「商業科」免許取得を希望する国際学部学生については、教職課程運営委員会の承認のもとに、履修・免許状取得を認めることがあります。希望者が多数の場合には何らかの選考試験、あるいはそれに準じた措置を講じることがあります。
○経営学部経営学科の科目を履修することによって追加取得できる免許状
①高等学校教諭一種免許状「商業」
4. 国際学部と経営学部にまたがって教職課程に登録している場合、時間割上4年間で全ての単位修得を保障するものではありませんのでご注意ください。

2. 教職課程の登録手続き

免許状を取得するためには、教職課程に登録をしなければなりません。

教員免許の取得に当たり、当該教科に関する実力の養成と、専門教養の学力を身につけるには、相応の集中的かつ系統的な学習が必要です。

(1) 教職課程に登録できる条件

登録条件は以下の通りです。

- 将来教職に就くことを真剣に希望しており、目標の実現にむかって努力できる学生。
- 教職課程は国際理解学科に設置されていますので、原則として国際理解学科に所属する学生であること。

(2) 教職課程履修オリエンテーション

教職課程登録を希望する学生は、1年次初頭から開催される関連オリエンテーションに必ず参加し、課程登録に必要な所定の手続きを行ってください。この登録を怠ると、免許状を取得するために必要な科目を履修することができません。

初回のオリエンテーションは、1年次4月の実施を予定しています。

(3) 教職課程登録上の注意事項

- ①免許状取得に必要な科目は、卒業要件単位（124単位）を上回って修得することになります。したがって、教職課程に登録をした学生は、登録していない学生よりも多くの単位を修得しなければなりません。
- ②免許状取得のための科目のうち、いくつかの科目は1年次に配当されています。あらかじめ履修の計画を立て、必要な科目は1年次から修得するよう心がけてください。

(4) 教職課程の履修を断念する場合

途中で教職課程の履修を断念する場合は、教職課程登録の取り消しが必要です。必ず教育支援課窓口に申し出て、取り消しの手続きをしてください。

3. 免許状取得に必要な資格と単位

(1) 基礎資格と必要な単位数

教育職員免許状の授与を受けるためには、「基礎資格」を有し、取得しようとする免許状の「教科及び教科の指導法に関する科目」及び「教育の基礎的理解に関する科目」「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」「教育実践に関する科目」（以下「教育の基礎的理解に関する科目等」）、「大学が独自に設定する科目」の法令で定められている単位数を修得しなければなりません。

所要資格		免許状の種類		
		中学校教諭一種 免許状	高等学校教諭一種 免許状	
基礎資格		学士の学位を有すること		
最低修得単位数 法令における	教科及び教科の指導法に関する科目	28	24	
	教育の基礎的理解に関する科目等	教育の基礎的理解に関する科目	10	10
		道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	10	8
		教育実践に関する科目	7	5
	大学が独自に設定する科目	4	12	

(注)

1. 学士の学位は、大学を卒業した者に授与されます。
2. 免許状の取得には、3年次の「介護等の体験」（ただし中学校教諭免許状を取得する場合）、4年次の「教育実習」が必須です。
3. 「大学が独自に設定する科目」の単位数は、「教科及び教科の指導法に関する科目」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」の最低修得単位数を超えて修得した単位をもって満たすことができます。
4. 「各教科の指導法」、「教育の基礎的理解に関する科目等」は卒業要件単位に算定されません。

(2) 免許状取得のために必要な科目

免許状を取得するための基礎的な科目として、以下の科目を修得しなければなりません。

法令上の規定	カリキュラム上の区分	授業科目	単位	開講 セメスター	修得すべき 単位数
日本国憲法	共通教育科目	日本国憲法	2	1・2	2単位
体育	共通教育科目	スポーツ・健康演習	2	1・2	2単位
外国語 コミュニケーション	言語科目	E I C 1 0 1 E I C 1 0 2	1 1	1 1	2単位
情報機器の操作	基礎スキル 科目	コンピュータ基礎演習	2	1	2単位

(3) 免許状取得に必要な単位数

中学校一種「社会」・高等学校一種「公民」

[教科及び教科の指導法に関する科目]

法令上の規定		本学における開講科目・単位				
法令上の領域		授業科目	単位	開講 セメスター	履修 方法	修得すべき 単位数
教科に関する専門的事項	日本史・ 外国史	○ 日本史 ○ 外国史 A ○ 外国史 B	2 2 2	4 4 5	6 単位	○印の 科目を 全て含み 42 単位 以上
	地理学 (地誌を含む。)	○ 地理学	2	3	2 単位	
	「法律学(国際法を含む。)、 政治学(国際政治を含む。)」	○ 国際理解と政治 ○ 国際理解と法 ○ 比較政治学 ○ 法と行政 A (法治国家の理念と仕組み) ○ 法と行政 B (外国人と行政) 国際協力論 国際機構論	4 4 2 2 2 2 2	3 3 4 4 5 3 3	16 単位 以上	
	「社会学、経済学(国際経済を含む。)」	○ 日本経済論 ○ 国際化・情報化時代の社会学 国際理解と経済 国際金融論 アジア太平洋経済論	2 2 4 2 2	3 6 4 5 5	8 単位 以上	
	「哲学、倫理学、宗教学、心理学」	△ 哲学※ △ 倫理学※ △ 宗教学入門※ 心理学※	2 2 2 2	1・2 1・2 2・3 1・2	2 単位 以上	
各教科の指導法 (情報機器及び教材の活用を含む。)	○ 社会科・公民科教育法 I ○ 社会科・公民科教育法 II ○ 社会科・公民科教育法 III ○ 社会科・公民科教育法 IV	2 2 2 2	3 4 5 6	8 単位		

※共通教育科目

(注)

- 表中の「教科に関する専門的事項」の修得については、国際理解学科、国際観光学科の教職課程登録者ともに、各区分卒業要件単位数の上限内および「自由認定枠」(14 単位)については卒業要件単位としてカウントされますが、それらの上限を超えた単位については、卒業要件単位にはカウントされません。したがって、教職課程登録者が免許状を取得するためには、卒業要件単位数を超えた単位の修得が必要となります。
- 「各教科の指導法」は、卒業要件単位に算定されません。

中学校一種「社会」・高等学校一種「公民」

〔教育の基礎的理解に関する科目等〕

法令上の規定		本学における開講科目・単位					
法令上の領域		単位	授業科目	単位	開講 セメスター	履修 方法	修得すべき 単位数
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10	○ 教育原理	2	3	2 単位	30 単位
	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）		○ 教職概論	2	1	2 単位	
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）		○ 教育制度・社会論	2	3	2 単位	
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		○ 教育心理学	2	2	2 単位	
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		○ 特別支援教育概論	1	5	1 単位	
	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）		○ 教育課程論	2	3	2 単位	
指導法及び総合的な学習の時間、生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法	中 10 高 8	○ 道徳教育指導論	2	4	2 単位	30 単位
	総合的な学習の時間の指導法		○ 総合的な学習の時間の指導法	1	5	1 単位	
	特別活動の指導法		○ 特別活動論	2	4	2 単位	
	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）		○ 教育方法・技術論	2	6	2 単位	
	生徒指導の理論及び方法		○ 生徒指導・進路指導論	2	5	2 単位	
	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法		○ 学校教育相談（カウンセリングを含む）の理論及び方法	2	4	2 単位	
関する実践科目	教育実習	中 5 高 3	○ 教育実地研究	2	6	6 単位	30 単位
			○ 教育実習 A（中学）	4	7・8		
	教職実践演習	2	○ 教職実践演習（中・高）	2	8	2 単位	

（注）

1. 教職課程を履修する場合、「教職概論」は必ず1セメスターで履修してください。
2. 各セメスターに履修できる単位数は22単位以内（前学期の成績が一定以上の基準を満たした学生の場合には26単位以内）と定められていますが、免許状取得に必要な科目のうち、「各教科の指導法」、「教育の基礎的理解に関する科目等」は制限の対象に含まれません。

中学校一種「英語」・高等学校一種「英語」

[教科及び教科の指導法に関する科目]

法令上の規定		本学における開講科目・単位			
法令上の領域		授業科目	単位	開講 セメスター	修得すべき 単位数
教科に関する専門的事項	英語学	○ 英語学概論	2	4	○印の 科目を 全て含み 38単位 以上
		○ 英語音声学	2	4	
		○ 社会言語学	2	5	
		○ コミュニケーションのための英文法	2	5	
	英語文学	○ 英語文学A	2	5	
英語文学B		2	6		
英語 コミュニケーション	○ E I C 2 0 1 ※	1	4		
	○ E I C 3 0 1 ※	1	5		
	英語コミュニケーション論	2	2		
	英語表現A	2	3		
	英語表現B	2	3		
	英語オーラル・コミュニケーション論	2	4		
	通訳入門	2	5		
	英語とメディア	2	6		
	翻訳入門	2	6		
	E I C B ※	1	1・2		
E I C C ※	1	1・2			
異文化理解	○ 国際理解とコミュニケーション	4	2		
	異文化理解演習 ※	2	2		
	地域研究A(ヨーロッパ) ※	2	3		
	地域研究E(アメリカ) ※	2	4		
	地域研究H(オセアニア) ※	2	4		
	ジェンダーと国際社会	2	6		
各教科の指導法 (情報機器及び 教材の活用を含 む。)	○ 英語科教育法Ⅰ	2	2		
	○ 英語科教育法Ⅱ	2	4		
	○ 英語科教育法Ⅲ	2	5		
	○ 英語科教育法Ⅳ	2	6		

※国際学部共通科目

(注)

1. 表中の「教科に関する専門的事項」の修得については、国際理解学科、国際観光学科の教職課程登録者ともに、各区分卒業要件単位数の上限内および「自由認定枠」(14単位)については卒業要件単位としてカウントされますが、それらの上限を超えた単位については、卒業要件単位にはカウントされません。したがって、教職課程登録者が免許状を取得するためには、卒業要件単位数を超えた単位の修得が必要となります。
2. 「各教科の指導法」は卒業要件単位に算定されません。
3. 「異文化理解演習」は短期留学参加者のみが履修できる科目です。

中学校一種「英語」・高等学校一種「英語」

〔教育の基礎的理解に関する科目等〕

法令上の規定		本学における開講科目・単位					
法令上の領域		単位	授業科目	単位	開講 セメスター	履修 方法	修得すべき 単位数
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10	○ 教育原理	2	3	2 単位	30 単位
	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）		○ 教職概論	2	1	2 単位	
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）		○ 教育制度・社会論	2	3	2 単位	
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		○ 教育心理学	2	2	2 単位	
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		○ 特別支援教育概論	1	5	1 単位	
	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）		○ 教育課程論	2	3	2 単位	
指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法	中 10 高 8	○ 道徳教育指導論	2	4	2 単位	30 単位
	総合的な学習の時間の指導法		○ 総合的な学習の時間の指導法	1	5	1 単位	
	特別活動の指導法		○ 特別活動論	2	4	2 単位	
	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）		○ 教育方法・技術論	2	6	2 単位	
	生徒指導の理論及び方法		○ 生徒指導・進路指導論	2	5	2 単位	
	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法		○ 学校教育相談（カウンセリングを含む）の理論及び方法	2	4	2 単位	
教育実践に関する科目	教育実習	中 5 高 3	○ 教育実地研究	2	6	6 単位	30 単位
			○ 教育実習 A（中学）	4	7・8		
	教職実践演習	2	○ 教職実践演習（中・高）	2	8	2 単位	

（注）

1. 教職課程を履修する場合、「教職概論」は必ず1セメスターで履修してください。
2. 各セメスターに履修できる単位数は22単位以内（前学期の成績が一定以上の基準を満たした学生の場合には26単位以内）と定められていますが、免許状取得に必要な科目のうち、「各教科の指導法」、「教育の基礎的理解に関する科目等」は制限の対象に含まれません。

4. 介護等体験について

(1) 介護等体験とは

中学校教諭一種免許状を取得するためには「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る特例等に関する法律」（介護体験法）に基づき、社会福祉施設等において、7日間の介護等体験を行うことが必要です。介護等体験とは、特別支援学校と生活訓練施設・老人ホーム等社会福祉施設で障害者、高齢者等に対する介護、介助、交流等の体験を行うことです。これは科目ではなく、「証明」となります。すなわち、介護等の体験を終了したときに各体験先より証明書の発行を受けることが必要です。この証明書を添えないと、都道府県教育委員会への免許状授与の申請ができません。

ただし、以下に該当する場合は、「介護等体験」は必要ありません。

- ・介護等に関する専門的知識及び技術を有すると認められる者（看護師等）
- ・身体上の障害により介護等体験を行うことが困難な者（障害者手帳を所持している者）

(2) 介護等体験実施スケジュール

介護等体験の申し込み手続き等については、適宜オリエンテーションなどを通じて連絡します。オリエンテーションの日程等は、B!bb'sでお知らせいたします。見落とさないよう注意してください。

学年	予定時期	予定内容
2年次	10～12月	・ 介護等体験オリエンテーション ・ 申請書提出 ・ 費用の納入（別掲載）
3年次	6月～随時	・ 体験施設及び体験校の発表 ・ 本学教員による事前指導 ・ 体験実施 特別支援学校：2日間 社会福祉施設：5日間 ・ 体験証明書の授受

(3) 受入施設

特別支援学校と社会福祉施設（高齢者、障害者、児童関係施設）の2ヶ所で行います。

(4) 実施期間

特別支援学校2日間および社会福祉施設5日間の合計7日間とします。

(5) 実施時期

特別支援学校は6～2月頃、社会福祉施設は8月～2月頃に実施されます（ただし、受入先の都合により変動することがあります）。体験時期を選択・変更することはできません。

(6) 申込手続き

大学側でとりまとめ、関係機関に一括して申請します。個人での申込はできません。
詳細はオリエンテーションで説明します。

5. 教育実習について

教育実習は4年次に行われる、免許状取得のための必修科目です。

学内での授業とは異なり、中学校または高等学校に出向き、定められた期間、実習校の教師と同様に“勤務”(実習)します。そこでの観察、先生や生徒とのふれあい体験、生徒指導、授業実践等を通じて、大学で修得した学問研究の成果が実際の教育現場で問われるのです。

また教育実習を通じて実習生は教師としての認識を深め、その使命を自覚するなど、その後の教師としての教育観や活動の素地を作ることとなります。

(1) 教育実習の期間

免許状の種類	実習期間
中学校一種・高等学校一種	中学校または高等学校で3週間

(2) 教育実習の履修資格

教育実習を行うためには、次の①から③の事項を満たしていなければなりません。

- ①当該年度に卒業の見込みがあること。
- ②前年度までに、原則として「教育の基礎的理解に関する科目等」および「各教科の指導法」のうち、「教職概論」「道徳教育指導論」「教育実地研究」各教科の「教育法Ⅰ」「教育法Ⅱ」「教育法Ⅲ」「教育法Ⅳ」を含む8科目以上の単位を修得済みであること。
- ③以下の手続きが完了していること。
 - ア. 教育実習に必要な書類がすべて提出されていること。
 - イ. 教育実習費が完納されていること。
 - ウ. 実習校等により課せられた条件をすべて満たしていること。

(3) 実習校の開拓

教育実習を行う実習校は原則として自分で探さなければなりません。

出身校もしくは知人等から紹介を受けた学校を訪問し、教育実習の受け入れを依頼することとなります。ただし、単位修得状況などから見て教育実習を行う見込みの無い学生は、実習校の開拓はできません。

詳細は、「教育の基礎的理解に関する科目等」の授業やオリエンテーションなどで説明します。

6. 免許状の取得に必要な費用について

教職課程を履修する際の、免許状取得に必要な科目の課程履修費および教育実習等に係る諸費用、納入時期は次のとおりです。納入方法等については、別途説明します。

(1) 課程履修費

教職課程に登録するためには、課程履修費の納入が必要です。

所属学科の履修免許状取得の場合、課程履修費は20,000円です。

同時に追加可能免許状を取得する場合、課程履修費は加えて20,000円が必要です。

費用の納入時期は、1年次の5月を予定しています。

(2) 介護等体験費用

中学校教諭一種免許状取得の場合、介護等体験費用の納入が必要です。

介護等体験費用は15,000円です。

費用の納入時期は、2年次の11月を予定しています。

なお、テキスト代、交通費、食費などの実費は各自負担となりますのでご注意ください。

(3) 教育実習費

教育実習実施にともない、教育実習費の納入が必要です。

中学校または高等学校で3週間の実習を行う場合、教育実習費は25,000円です。

費用の納入時期は、4年次の5月を予定しています。

なお、テキスト代、交通費、食費などの実費は各自負担となりますのでご注意ください。

(4) 免許状の一括申請（後述）費用

教育職員免許状の授与を受けるためには、申請費用の納入が必要になります。

申請費用は、1免許状につき3,500円です。

Ⅱ. 国際学部の教育職員免許状授与申請について

1. 教育職員免許状について

教育職員免許状の授与を受けるためには、取得しようとする免許状の「教科及び教科の指導法に関する科目」「教育の基礎的理解に関する科目等」「大学が独自に設定する科目」の単位を修得し、基礎資格の「学士の学位」を有しなければなりません。「学士の学位」は大学を卒業することによって得られます。

また、免許状の「授与権者」は、都道府県の教育委員会です。大学では、免許状を申請するにあたって必要な資格を証明します。

2. 免許状の一括申請

一括申請とは、大学が免許状取得有資格者を取りまとめて、大学が所在する都道府県の教育委員会へ免許状の授与申請をすることです。

この手続きを行うことによって、卒業と同時に免許状を取得することができます。

ただし、次の場合は、一括申請しても免許状は授与されません。

- ①卒業判定が不合格の場合（次年度「基礎資格」を取得したのち申請し直してください。）
- ②卒業判定が合格の場合でも、免許状取得資格の要件を満たしていない場合
- ③「介護等体験」証明書を教育支援課に提出していない場合

3. 免許状の個人申請

個人申請とは、各自が居住する都道府県の教育委員会へ免許状の授与申請をすることです。都道府県によって申請書類・様式が異なりますので、申請の前に教育委員会へ問い合わせを確認してください。

下記に該当する学生は、個人申請となります。

- ①一括申請手続きを怠った学生
- ②各学部で定められた教育職員免許状の取得条件を満たさず、法令で定められた取得条件を満たした学生
- ③科目等履修生として免許状を取得する場合

4. 一括申請の手続きから免許状配付まで

4年次の10月頃に一括申請の説明会を行い、必要書類を配布の上、記入方法等を説明します。免許状は、卒業式の日配付します。

5. 免許状に関する証明書等

①免許状授与証明書

免許状の交付を受けた都道府県教育委員会（授与権者）で発行します。

教員採用の際、教育委員会によっては「免許状授与証明書」が必要になる場合があります。

②免許状の書き換え

免許状取得後、氏名または本籍地を変更したときは、免許状の書き換えを申請することができます。免許状の交付を受けた都道府県教育委員会へ直接願い出て、所定の手続きを取ってください。

③免許状の再交付

授与された免許状を紛失すると、原則として再交付はされません。

ただし、盗難や紛失等、担当官公署の証明が取れるものに限り、再交付を受けることができます。交付を受けた都道府県教育委員会へ直接願い出て、所定の手続きを取ってください。免許状が交付されたら、コピーを取っておくと良いでしょう。

6. 卒業後の不足単位の修得方法

在学中に免許状の申請に必要な単位が修得できず卒業し、卒業後、不足単位を修得する場合には、次の方法があります。

①希望する免許状が取得できる大学で、科目等履修生の制度を利用して単位を修得する。

②希望する免許状が取得できる大学で、通信教育の制度を利用して単位を修得する。

※不足単位を修得する場合は、免許状を申請する都道府県（居住地）の教育委員会で、法令上のどの領域の単位が不足しているのかを確認し、そのうえで、単位を修得しようとする大学で、その領域に該当する科目を履修する必要があります。事前に十分な確認をしてください。

経営学部編

I. 経営学部教職課程について

経営学部には、将来教員を志望する学生のために教職課程が設けられています。

教育職員免許法に定められた基礎資格を取得し、必要単位を修得した学生は、教育職員免許状（以下「免許状」という）取得の資格を得ることができます。

1. 取得できる免許状

(1) 取得できる免許状の種類と教科

免許状の種類と教科	取得形態
高等学校教諭一種免許状「商業」	経営学科で取得できる免許状

(注)

1. 所属する学科の教職課程に加え、以下の課程の履修・免許状取得を認めることがあります。
希望者が多数の場合には何らかの選考試験、あるいはそれに準じた措置を講じることがあります。
○国際学部国際理解学科の科目を履修することによって追加取得できる免許状
① 中学校教諭一種免許状「社会」・高等学校教諭一種免許状「公民」
② 中学校教諭一種免許状「英語」・高等学校教諭一種免許状「英語」
(いずれか一方のみ追加履修可。中学校教諭免許状と高等学校教諭免許状を併せて取得)
2. 経営学部と国際学部にまたがって教職課程に登録している場合、時間割上4年間で全ての単位修得を保障するものではありませんのでご注意ください。

2. 教職課程の登録手続き

免許状を取得するためには、教職課程に登録をしなければなりません。

教員免許の取得に当たり、当該教科に関する実力の養成と、専門教養の学力を身につけるには、相応の集中的かつ系統的な学習が必要です。

(1) 教職課程に登録できる条件

将来教職に就くことを真剣に希望しており、目標の実現にむかって努力できる人。

(2) 教職課程履修オリエンテーション

教職課程登録を希望する学生は、1年次初頭から開催される関連オリエンテーションに必ず参加し、課程登録に必要な所定の手続きを行ってください。この登録を怠ると、免許状を取得するために必要な科目を履修することができません。

初回のオリエンテーションは、1年次4月の実施を予定しています。

(3) 教職課程登録上の注意事項

①免許状取得に必要な科目は、卒業要件単位（124単位）を上回って修得することになります。したがって、教職課程に登録をした人は、登録していない学生よりも多くの単位を修得しなければなりません。

②免許状取得のための科目のうち、いくつかの科目は1年次に配当されています。あらかじめ履修の計画を立て、必要な科目は1年次から修得するよう心がけてください。

(4) 教職課程の履修を断念する場合

途中で教職課程の履修を断念する場合は、教職課程登録の取り消しが必要です。必ず教育支援課窓口申し出て、取り消しの手続きをしてください。

3. 免許状取得に必要な資格と単位

(1) 基礎資格と必要な単位数

教育職員免許状の授与を受けるためには、「基礎資格」を有し、取得しようとする免許状の「教科及び教科の指導法に関する科目」及び「教育の基礎的理解に関する科目」「道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目」「教育実践に関する科目」(以下「教育の基礎的理解に関する科目等」)、「大学が独自に設定する科目」の法令で定められている単位数を修得しなければなりません。

所要資格		免許状の種類	高等学校教諭一種 免許状
基礎資格			学士の学位を有すること
最低修得単位数 法令における	教育の基礎的理解に関する科目等	教科及び教科の指導法に関する科目	24
		教育の基礎的理解に関する科目	10
		道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	8
		教育実践に関する科目	5
	大学が独自に設定する科目	12	

(注)

1. 学士の学位は、大学を卒業した者に授与されます。
2. 免許状の取得には、4年次の「教育実習」が必須です。
3. 「大学が独自に設定する科目」の単位数は、「教科及び教科の指導法に関する科目」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」の最低修得単位数を超えて修得した単位をもって満たすことができます。
4. 「各教科の指導法」、「教育の基礎的理解に関する科目等」、「大学が独自に設定する科目」は卒業要件単位数に算定されません。

(2) 免許状取得のために必要な科目

免許状を取得するための基礎的な科目として、以下の科目を修得しなければなりません。

法令上の規定	カリキュラム上の区分	授業科目	単位	開講 semester	修得すべき 単位数
日本国憲法	共通教育科目	日本国憲法	2	1・2	2単位
体育	共通教育科目	スポーツ・健康演習	2	1・2	2単位
外国語 コミュニケーション	外国語科目	英語 I A	1	1	2単位
		英語 I B	1	1	
情報機器の操作	専門教育科目	データ処理 I	2	1・2	2単位

(3) 免許状取得に必要な単位数

高等学校一種「商業」

[教科及び教科の指導法に関する科目]

法令上の規定		本学における開講科目・単位				
法令上の領域		授業科目	単 位	開 講 セメスター	履修 方法	修得すべき 単位数
教科 に 関 する 専 門 的 事 項	商業の 関係科目	○ 企業会計	2	1・2	28 単位 以上	○印の 科目を 全て含み 38単位 以上
		○ マーケティング	2	2・3		
		○ 基礎簿記演習	4	2・3		
		○ 経営管理論	4	2・3		
		○ 企業と市場の経済（ミクロ経済）	2	2・3		
		○ 原価計算Ⅰ	2	3		
		○ 財務諸表分析演習	2	4・5		
		○ ファイナンスとコーポレートガバナンス	2	5		
		○ 組織デザイン論	2	5		
		○ e-ビジネス	2	6		
		○ 国と国の経済（マクロ経済）	2	3		
		○ ファイナンス	2	3		
		○ 経営戦略論	2	3・4		
		○ 経営組織論	2	3・4		
		○ 財務会計論	4	3・4		
		○ マーケティング戦略	2	3・4		
		○ 原価計算Ⅱ	2	4		
○ 管理会計論	4	6				
○ 起業論	2	6				
	職業指導	○ 職業・キャリア指導	2	4	2単位	
各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）		○ 商業科教育法Ⅰ	2	5	4単位	
		○ 商業科教育法Ⅱ	2	6		
[大学が独自に設定する科目]						
道徳教育指導論			2	4	0~2 単位	

(注)

1. 中学校教諭免許の取得を目指す場合、「道徳教育指導論」は「教育の基礎的理解に関する科目等」の必修科目扱いとなります。
2. 中学校教諭免許を取得するには、介護等体験に参加する必要があります。詳細は、他学部の教職課程のページで確認してください。
3. 「各教科の指導法」、「大学が独自に設定する科目」は卒業要件単位数に算定されません。

高等学校一種「商業」

〔教育の基礎的理解に関する科目等〕

法令上の規定		本学における開講科目・単位					
法令上の領域		単位	授業科目	単位	開講 セメスター	履修 方法	修得すべき 単位数
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10	○ 教育原理	2	3	2 単位	26 単位
	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）		○ 教職概論	2	1	2 単位	
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）		○ 教育制度・社会論	2	3	2 単位	
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		○ 教育心理学	2	2	2 単位	
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		○ 特別支援教育概論	1	5	1 単位	
	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）		○ 教育課程論	2	3	2 単位	
道徳、総合的な学習の時間等に関する科目及び生徒指導、教育相談等に関する科目	総合的な学習の時間の指導法	8	○ 総合的な学習の時間の指導法	1	5	1 単位	26 単位
	特別活動の指導法		○ 特別活動論	2	4	2 単位	
	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）		○ 教育方法・技術論	2	6	2 単位	
	生徒指導の理論及び方法		○ 生徒指導・進路指導論	2	5	2 単位	
	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法		○ 学校教育相談（カウンセリングを含む）の理論及び方法	2	4	2 単位	
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法						
教育実践に関する科目	教育実習	3	○ 教育実地研究	2	6	4 単位	
			○ 教育実習 B（高校）	2	7・8		
	教職実践演習		2	8	2 単位		

（注）

1. 教職課程を履修する場合、「教職概論」は必ず1セメスターで履修してください。
2. 各セメスターに履修できる単位数は24単位以内（前学期の成績が一定以上の基準を満たした学生の場合には26単位以内）と定められていますが、免許状取得に必要な科目のうち、「各教科の指導法」、「教育の基礎的理解に関する科目等」、「大学が独自に設定する科目」は制限の対象に含まれません。
3. 高等学校「商業」のほかに中学校教諭免許の取得を目指す場合、「教科及び教科の指導法に関する科目」に加え、「道徳教育指導論」、「教育実習 A（中学）」の履修が必要です（「教育実習 A（中学）」を履修すれば「教育実習 B（高校）」を履修不要です）。詳細は、取得を目指す中学校免許の「教育の基礎的理解に関する科目等」のページで確認してください。

4. 教育実習について

教育実習は、4年次に行われる、免許状取得のための必修科目です。

通常の学内での授業とは異なり、高等学校に出向き、定められた期間、実習校の教師と同様に勤務します。そこでの観察、参加、実習を通し大学で修得した学問研究の成果が、教育の現場で問われるものです。その体験を通して、教師としての認識・自覚・態度を形成することによって教育者精神の把握、教育者としての使命感などを自覚し、教師活動展開のための素地を育成することを意図しており、その意味で教育実習は最後の総仕上げといえます。

(1) 教育実習の期間

免許状の種類	実習期間
高等学校一種	高等学校で2週間

(2) 教育実習の履修資格

教育実習を行うためには、次の①から③の事項を満たしていなければなりません。

- ①当該年度に卒業の見込みがあること。
- ②前年度までに「教育の基礎的理解に関する科目等」および「各教科の指導法」のうち、「教職概論」「教育実地研究」各教科の「教育法Ⅰ」、「教育法Ⅱ」を含む7科目以上の単位を修得済みであること。（「教育心理学」「生徒指導・進路指導論」を修得済であることが望ましい）
- ③以下の手続きが完了していること。
 - ア. 教育実習に必要な書類がすべて提出されていること。
 - イ. 教育実習費が完納されていること。
 - ウ. 実習校等により課せられた条件をすべて満たしていること。

(3) 実習校の開拓

教育実習を行う実習校は、原則として自分で探さなければなりません。

出身校もしくは知人等から紹介を受けた学校を訪問し、教育実習の受け入れを依頼することとなります。

ただし、単位修得状況などから見て教育実習を行う見込みの立たない学生は教育実習校の開拓はできません。

詳細は、「教育の基礎的理解に関する科目等」の授業やオリエンテーションなどで説明します。

5. 免許状の取得に必要な費用について

教職課程を履修する際の、免許状取得に必要な科目の課程履修費および教育実習等に係る諸費用、納入時期は次のとおりです。納入方法等については、別途説明します。

(1) 課程履修費

教職課程に登録するためには、課程履修費の納入が必要です。

所属学科の履修免許状取得の場合、課程履修費は20,000円です。

同時に追加可能免許状を取得する場合、課程履修費は加えて20,000円が必要です。

費用の納入時期は、1年次の5月を予定しています。

(2) 教育実習費

教育実習実施にともない、教育実習費の納入が必要です。

高等学校で2週間の実習を行う場合、教育実習費は20,000円です。

費用の納入時期は、4年次の5月を予定しています。

なお、テキスト代、交通費、食費などの実費は各自負担となりますのでご注意ください。

(3) 免許状の一括申請（後述）費用

教育職員免許状の授与を受けるためには、申請費用の納入が必要になります。

申請費用は、1免許状につき3,500円です。

Ⅱ. 経営学部の教育職員免許状授与申請について

1. 教育職員免許状について

教育職員免許状の授与を受けるためには、取得しようとする免許状の「教科及び教科の指導法に関する科目」「教育の基礎的理解に関する科目等」「大学が独自に設定する科目」の単位を修得し、基礎資格の「学士の学位」を有しなければなりません。「学士の学位」は大学を卒業することによって得られます。

また、免許状の「授与権者」は、都道府県の教育委員会です。大学では、免許状を申請するにあたって必要な資格を証明します。

2. 免許状の一括申請

一括申請とは、大学が免許状取得有資格者を取りまとめて、大学が所在する都道府県の教育委員会へ免許状の授与申請をすることです。

この申請手続きを行うことによって卒業と同時に免許状を手にすることができます。

ただし、次の場合は、一括申請をしても免許状は授与されません。

- ①卒業判定が不合格の場合（次年度に「基礎資格」を取得したのち申請してください）
- ②卒業判定が合格の場合でも、免許状取得資格の要件を満たしていない場合

3. 免許状の個人申請

個人申請とは、各自が居住する都道府県の教育委員会へ免許状の授与申請をすることです。都道府県によって申請書類・様式が異なりますので、申請の前に教育委員会へ問い合わせて確認してください。

下記に該当する学生は、個人申請となります。

- ①一括申請手続きを怠った学生
- ②各学部で定められた教育職員免許状の取得条件を満たさず、法令で定められた取得条件を満たした学生
- ③科目等履修生として免許状を取得する場合

4. 一括申請の手続きから免許状配付まで

4年次の10月頃に一括申請の説明会を行い、必要書類を配布の上、記入方法等を説明します。免許状は、卒業式の日に配付します。

5. 免許状に関する証明書等

①免許状授与証明書

免許状の交付を受けた都道府県教育委員会（授与権者）で発行します。教員採用の際に、教育委員会によっては必要になることがあります。

②免許状の書き換え

免許状取得後、氏名または本籍地を変更したときは、免許状の書き換えを申請することができます。免許状の交付を受けた都道府県教育委員会へ直接願い出て、所定の手続きをとってください。

③免許状の再交付

授与された免許状を紛失すると、原則として再交付はされません。

ただし、盗難や焼失等、担当官公署の証明が取れるものに限り再交付を受けることができます。交付を受けた都道府県教育委員会へ直接願い出て、所定の手続きを取ってください。免許状が交付されたら、コピーを取っておくとよいでしょう。

6. 卒業後の不足単位の修得方法

在学中に免許状の申請に必要な単位が修得できず卒業し、卒業後不足単位の修得する場合には、次の方法があります。

- ①希望する免許状が取得できる大学で、科目等履修生の制度を利用して単位を修得する。
- ②希望する免許状が取得できる大学で、通信教育の制度を利用して単位を修得する。

※不足単位の修得する場合は、免許状を申請する都道府県（居住地）の教育委員会で、法令上のどの領域の単位が不足しているのかを確認し、そのうえで、単位を修得しようとする大学でその領域に該当する科目を履修する必要があります。事前に十分な確認をしてください。

健康栄養学部編

I. 健康栄養学部教職課程について

健康栄養学部管理栄養学科には、栄養教諭を志望する学生のために教職課程が設けられています。教育職員免許法に定められた基礎資格を取得し、必要単位を取得した学生は、栄養教諭一種免許状（以下「免許状」）取得の資格を得ることができます。

1. 取得できる免許状

栄養教諭一種免許状

（注）情報学部、国際学部、経営学部の学生は、栄養教諭免許状を取得できません。

2. 教職課程の登録手続き

免許状を取得するためには、3年次より管理栄養学科の「栄養教諭コース」に所属し、かつ教職課程に登録しなければなりません。当該コースのコース別科目およびキャリアアップ科目に開設されている指定科目の単位を修得することで、免許状取得要件を満たすことができます。

（1）教職課程に登録できる条件

3年次より管理栄養学科「栄養教諭コース」に所属する学生

（2）教職課程の登録

2年次秋に実施される所属コース選択で「栄養教諭コース」を選択し、課程履修費を納入することで、教職課程に登録できます。この登録を怠ると、免許状を取得するために必要な科目を履修することができません。

（3）教職課程登録上の注意事項

「免許状取得のために必要な科目」と「教育の基礎的理解に関する科目」（後述）の中に1、2年次の配当科目があります。「栄養教諭コース」への所属を検討している学生は、あらかじめ履修の計画を立て、必要な科目を1年次から修得するよう心がけてください。

3. 免許状取得に必要な資格と単位

(1) 基礎資格と必要な単位数

免許状の授与を受けるためには、「基礎資格」を有し、「栄養に係る教育に関する科目」及び「教育の基礎的理解に関する科目」「道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目」「教育実践に関する科目」(以下「教育の基礎的理解に関する科目等」)の法令で定められている単位数を修得しなければなりません。

所要資格		免許状の種類	栄養教諭一種免許状
基礎資格			学士の学位を有すること 栄養士の免許を受けていること
最低修得単位数	法令における 教育の基礎的理解 に関する科目等	栄養に係る教育に関する科目	4
		教育の基礎的理解に関する科目	8
		道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目	6
		教育実践に関する科目	4

(注)

1. 学士の学位は、大学を卒業した者に授与されます。
2. 栄養士免許は、管理栄養学科を卒業し、都道府県に申請した者に授与されます。

(2) 免許状取得のために必要な科目

法令上の規定	授業科目	単位	開講 セメスター	修得すべき 単位数
日本国憲法	日本国憲法	2	1・2	2単位
体 育	スポーツ・健康実習 A	1	1	2単位
	スポーツ・健康実習 B	1	3	
外 国 語 コミュニケーション	英会話 I	1	1	2単位
	英会話 II	1	2	
情報機器の操作	情報処理 A	1	1	2単位
	情報処理 B	1	2	

(3) 栄養に係る教育に関する科目

法令上の規定		本学における開講科目・単位			
法令上の領域	単位	授業科目	単位	開講 セメスター	修得すべき 単位数
栄養教諭の役割及び職務内容に関する事項	2	学校栄養指導論 I	2	5	2単位
幼児、児童及び生徒の栄養に係る課題に関する事項					
食生活に関する歴史的及び文化的事項					
食に関する指導の方法に関する事項	2	学校栄養指導論 II	2	6	2単位

(4) 教育の基礎的理解に関する科目等

法令上の規定		本学における開講科目・単位				
法令上の領域		単位	授業科目	単位	開講 セメスター	修得すべき 単位数
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	8	教育原理	2	6	2単位
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む）					
	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）					
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程					
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解					
	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）					
道徳、総合的な学習の時間及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳、総合的な学習の時間及び特別活動に関する内容	6	道徳教育・特別活動	2	6	2単位
	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）		総合的な学習の時間の指導法	1	5	1単位
	生徒指導の理論及び方法		教育方法の理論と実践	2	5	2単位
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法		生徒指導論	2	5	2単位
			学校教育相談（カウンセリングを含む）	2	6	2単位
教育実践に関する科目	栄養教育実習	2	栄養教育実習	2	7	2単位
	教職実践演習	2	教職実践演習（栄養教諭）	2	8	2単位

4. 栄養教育実習について

栄養教育実習は、4年次に行われる、免許状取得のための必修科目です。通常の学内の授業とは異なり、小学校等に出向き、定められた期間、実習校の教師と同様に“勤務”（実習）します。そこでの観察、参加、実習を通じて、大学で修得した学問研究の成果が実際の教育の現場で問われるのです。

実習生は、栄養教育実習を通じて、教師としての認識を深めその使命を自覚するなど、その後の教師としての教育観や活動の素地を作ることとなります。栄養教育実習に関する詳細は、オリエンテーションにて別途説明します。

(1) 栄養教育実習の期間

免許状の種類	実習期間
栄養教諭一種免許状	小・中学校、特別支援学校で1週間

(2) 栄養教育実習の履修資格

栄養教育実習の履修資格はオリエンテーション等で説明します。当該年度に卒業の見込みがない学生や、教職科目の修得状況が良くない学生は、履修を認めないことがあります。

(3) 実習校の開拓

栄養教育実習を行う実習校は自分で探さなければなりません。出身校もしくは知人等から紹介を受けた学校を訪問し、教育実習の受け入れを依頼することになります。ただし、栄養教育実習を履修する見込みのない学生は、実習校の開拓はできません。

5. 免許状の取得に必要な費用について

教職課程を履修する際の、免許状取得に必要な科目の課程履修費および教育実習に関わる諸費用、納入時期は次のとおりです。納入方法等はオリエンテーションにて別途説明します。

(1) 課程履修費

教職課程に登録するためには、課程履修費 6,000 円の納入が必要です。

費用の納入時期は、2年次の1月を予定しています。

(2) 教育実習費

教育実習実施にともない、教育実習費 15,000 円の納入が必要です。

費用の納入時期は、4年次の5月を予定しています。

なお、テキスト代、交通費、食費などの実費は各自負担となりますのでご注意ください。

II. 栄養教諭一種免許状授与申請について

栄養教諭一種免許状は、大学による一括申請を実施していません。卒業後、各自で申請時の居住都道府県の教育委員会に免許状の授与申請をしてください。なお、申請方法については、申請要件を満たした学生を対象に別途説明します。